

平成26年度

第1回大阪府子ども施策審議会母子家庭等自立促進部会

日時：平成26年6月6日（金）午前10時～12時

場所：ドーンセンター中会議室3

【部会長】

第1次計画のときに関わらせていただきまして、少し間が空いておりますけれども、再び第3次計画に関わらせていただくことになりました。よりよい計画になりますよう、皆さんのお知恵を借りながら進めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

では早速ですが、議題に入らせていただきます。今日は3点議題がございますが、1点を踏まえまして、主題が3となっておりますので、よろしくご討議をお願いします。では、事務局からご説明をお願いします。

【事務局】

それでは、計画に基づきます施策の実施状況につきまして、お手元に配付しております資料1「施策の実施状況」に基づきまして説明させていただきます。

まず1ページをご覧ください。本計画につきましては、母子及び寡婦福祉法第11条の規定により母子家庭及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本方針に即しまして、法第12条に定めます自立促進計画として、平成21年12月に策定をしております。その基本理念、基本目標につきましては、第1次計画を継承いたしまして、1. 就業支援、2. 子育てをはじめとした生活面への支援、3. 養育費の確保、4. 経済的支援、5. 相談機能の充実、6. 人権尊重の社会づくりの6つの柱を基本目標として掲げております。

現在、この6つの柱に基づきまして、それぞれ施策を進めているところでございますが、その取組期間につきましては、平成21年度から26年度ということで今年度が最終年度となっております。

以下、資料には、その目標にかかります具体的な施策内容とその実績を目標設定のベースとなりました平成20年度から25年度までを経年で、実績等をお示ししてございます。

なお、これら施策に基づきましての目標、実施計画とその進捗状況、これの取りまとめにつきましては、24ページから記載しております。

本日は時間の都合上、24ページ以降の取りまとめのうち、主に数値目標を掲げている施策に絞りまして、その進捗状況等を報告させていただきます。

それでは、24ページをご覧くださいと思います。まず、基本目標1の就業支援、このうちの上段にあります母子家庭等就業自立支援センター事業の推進について、本府は委託事業として実施しておりまして、母子家庭等に対しまして、就業相談から就業支援講習会の実施、就職情報の提供など一貫した就業サービスの提供を行うものでございます。

目標欄を見ていただきますと、本事業について、住民にとって最も身近な一般市、これは政令・中核市を除きますが、その福祉事務所を有する市町におきまして、就業自立支援事業の実施を働きかけるということで、平成20年度に2市であったものを26年度までに15市に実施していただくということで、目標を掲げております。

進捗達成状況のところですが、20年度に2市だったのが25年度に5市ということになっておりまして、まだ進捗がかなり遅れているという状況でございます。その理由といたしましては、もともとこの本センター事業につきましては、一次計画ではこれを広域的な事業という位置づけがありまして、各市町におかれましては、単独で実施するほどのニーズはないといったこと、さらには労働施策、例えばこの資料の25ページをご覧くださいいただきたいと思っておりますけれども、これの上段に地域就労支援事業というものがありまして、これは労働施策ですが、この事業で、母子家庭等を含めました就業相談や、講習会を実施しているということで、いわゆるセンター事業として単独で看板を掲げるまでには至っていないという状況でございます。このあたり次期計画につきましては、目標自体をどうするかということを検討していくことが必要ではないかと考えております。

次に、その下の母子自立支援プログラムに関する母子自立支援プログラム策定事業ですが、これは福祉事務所等にプログラム策定員を配置いたしまして、就労にかかる支援計画を策定し、ハローワーク等との連携により就労に結びつけるというものです。この事業につきましては、一人の相談者に対して2回以上の相談支援等を行った場合に国から補助金2万円が支給されるというものでございますが、この目標としましては、20年度18市であったのが、26年度には30市、全市に実施を働きかけるという目標を掲げております。

この事業の進捗を見ていただきますと、25年までで24市町において、働きかけにより実施いただいたのですが、別途、ハローワークで平成23年度から生活保護世帯や児童扶養手当受給者に対しまして、市町村や関係機関が連携して就業に結びつける「福祉から就労支援事業」が創設されておりまして、現在、「生活保護受給者等就労自立促進事業」としてすべての市町村で実施されているという状況でございます。現在豊中市が中核市に移行しておりますので、市町数が1市減りましたので、5市が未実施になっておりますが、その5市にヒアリングを行ったところ、すでにハローワークで実施いただいている自立促進事業によりまして、ハローワークとの連携ができており、就業支援の強化ができていうことでございます。

それと、そもそも母子家庭のお母さん等につきましては、何度も出向いて、相談とか支援を受けるのではなくて、その日で支援を完結してほしいといったニーズがあるということで、それを受け、1日で完結するような連携がハローワークとできているという理由で未実施となっているとのことでした。

ですから、その理由を踏まえますと、未実施5市につきましても、すでに就業支援体制が確立されているという状況でございます。この目標についてはほぼ達成しているのではないかとこのように考えております。

次に、その下のひとり親家庭等在宅就労支援事業ですが、これについては子育てなど、事業所での就労が困難な母子家庭等に対しまして在宅での就業が可能となるよう、就業支援を行うというものでございまして、平成22年度から国の安心子ども基金を活用することにより、新たに事業を実施しております。

この計画策定時には実際この事業の内容が決まっておらなかったため、目標設定を行っていませんでしたが、その後、大阪府ではコールセンタースタッフ養成講座として実施いたしました。

それと25ページの中段にあげておりますが、就業支援講習会とコールセンタースタッフ養成講座、これを合わせまして、大阪府福祉部の重点施策のひとつに位置付けまして、これら受講者の就業率を9割以上とするという目標を掲げております。結果といたしまして、平成25年度の両受講者の就業率は92.5%となっております、これも目標を達成したと考えております。

ただ、この在宅就労支援事業につきましては、国の基金事業として実施してまいりましたが、平成25年度をもって廃止となっており、あと残りの就業支援講習会は引き続き9割以上とできるように頑張っていきたいと考えております。

同じく25ページの母子家庭自立支援給付金事業ですが、これには教育訓練給付金事業と高等技能訓練給付金事業という2種類があります。

教育訓練給付金事業は国が指定しました講習を受講して、自主的に教育訓練を受けた方に対してその費用の20%を支給するものです。それと、高等技能訓練給付金事業につきましては、介護福祉士や看護師などの資格を取得するために養成機関に通われる場合、その修業期間中上限2年としまして訓練費を支給するという事業でございます。

この2つの事業の目標としまして、そこに記載しておりますように、教育訓練給付金事業について、平成20年度に28市町であったのと、高等技能訓練給付金については27市町であったのを26年度までには全市町において実施していただくという目標を掲げておりましたが、これにつきましては、既に全市で実施いただいております、目標が達成となっております。

ですから、基本目標の1につきましては、就業自立支援センター事業という目標自体が大きな目標でしたけれども、これを除いて概ね達成されている状況であるといえるのではないかと考えております。

次に、27ページをご覧くださいと思います。この中の基本目標「子育てをはじめとした生活面への支援」のうち、一番下にあります「母子家庭等日常生活支援事業の拡充」のところでは、

これは、例えばひとり親家庭の方が、修学や就職活動、疾病などによって一時的に育児や家事など日常生活に支障が生じた場合にヘルパー等を派遣して家事介護等を行う事業でございますが、その目標としまして、平成20年10市町で実施していただいたものを26年度までに30市町、全市に広げて行くという目標を掲げておりましたが、実際、進捗を見させていただきますと、平成25年11市町ということになっております。

各市で進まない理由ですが、市単位ではヘルパーの確保が困難であるとか、あるいは、国が示す活用要件では事前登録が必要ですので、例えば疾病にかかった場合に、登録してそこから言うと、登録が完了した時点では疾病が治ってしまっているという状況がある

など、非常に使い勝手が悪いといったことで、市町の取組が遅れている状況でございます。さらに、大阪府におきましても活用した件数も徐々に減少しているという状況で、これは目標未達成という状況になっております。

続きまして、29 ページですが、ここの養育費の確保のうち、下の法律相談事業、これにつきましては進捗のほうに書いておりますが、21 年度より、就業・自立支援センター事業で出張相談を行いまして、そこで養育相談も実施しているところでございます。

23 年度からは年2回に拡充いたしまして、開催場所につきましても、20 年度 10 市であったものを、25 年までに全市町と子ども家庭センター3か所に拡充を実施しており、これも目標達成ということになります。

ただ、全市を巡回し、市町等の協力も得て広報等も行っているのですが、会場によっては相談者が来られないとか、皆無に等しいというところもありまして、実施手法を見直す必要があるのではないかと考えております。

最後になりますが、31 ページの基本目標の5の相談機能です。これにつきましては、具体的な数値目標というのではないのですけれども、二次計画の取組を進めるにあたりましては推進会議を設置し、その会議で委員の皆さまからご意見をいただいて、施策に反映するというようになっておりまして、前回開催しました推進会議におきまして、この相談機能に関して、非常に多くのご意見をいただきました。

その内容としましては、まず、「困ったときにどこに相談したらいいのかわからない」、「どんな施策があるのかを知らない方が多い」ということでございます。それと、相談機関や支援者の連携がうまくいかず、必要な支援につながっていないという少し厳しいご意見をいただきました。

これに対して、大阪府としまして、「事業周知の取組み」として、まず31 ページの府・市町村担当課による情報提供等の充実の進捗状況のところに記載していますが、例えば、これまで府から PR チラシなどを、市町村の窓口なり、子ども家庭センター等関係機関に配布しておりましたが、それに併せまして、平成 24 年度より児童扶養手当受給者個々人に対して、事業や相談窓口等を周知するチラシを作成し配付するようにしたところでございます。

二つ目として、いわゆる相談窓口の最前線になる母子自立支援員が市町村に配置されておりますが、そのような方々の知識やスキルアップの向上支援の強化を図っているところでございます。これは 31 ページの上のほうに書いてありますが、まず進捗状況、これは 23 年度からですが、基本的にはいわゆる自立支援員の方々のニーズに応じた事例検討を研修に追加したということ。

それと、24 年度から各種マニュアル（貸付金、相談等）を作成いたしまして、それぞれ情報提供を行っているところでございます。

また、相談機関支援者の連携がされていないということに対しましての取組ですけれども、25 年度では母子自立支援員の研修を母子寡婦福祉連合会さんが運営されています母子

福祉センターで開催するとともに、32 ページの上段にあります、地域に配置されている母子福祉推進委員と自立支援員の合同研修を行うということで、それぞれ顔の見える連携支援の取組を進めているところをごさいます、今後も、こうした連携強化に向けた取組を進めていきたいと考えております。主な施策の実施状況等につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

【部会長】

はい、ありがとうございました。たくさんの施策がありますので、詳しくすると時間がいくらあっても足りませんが、今日のところは主だったところ、特に数値目標が掲げられているところ、それから推進会議で意見が出されたところなどを中心に説明していただきました。委員の皆さまからご質問やご意見をたまわりたいと思います。

【委員】

就労のことですけれども、10 ページと 11 ページの、特に「公務労働分野における母子家庭の母等の非常勤職員での雇用に向けた取り組み」というところで、人数が 25 年度 51 名で、今後も継続していくことが書いてあるのですけれども、その職種と数値目標を知りたいのと、あと、民間の企業に対して、母子家庭を雇えるような色々な制度とかトライアル雇用、お試し雇用のようなものをされているのですけれども、平成 19 年度限りで廃止、22 年限りで廃止とか、24 年度限りで廃止となっているのは、多分国の制度なので廃止なのか、この後どんなふうにしてシングルマザーの雇用の場というのを大阪府として考えていらっしゃるのか非常に関心があります。

それと、総合評価入札制度というものの内容を知らないのですけれども、ここに 11 ページの表にあります色々な職場、例えば本庁舎や交通免許試験場などの具体的な仕事内容などを教えていただきたいです。

【事務局】

まず 11 ページにあります総合評価入札と公務労働での検討のところでございますが、もともと公務労働分野における非常勤雇用と総合評価入札は大阪府が「行政の福祉化」という取組をやっておりまして、これは福祉部だけではなく、例えば、総合評価入札でしたら、契約局がやっております庁舎清掃管理業務の入札ですとか、指定管理業務ですと府営住宅の管理事務所業務などにおいて、高齢者や障がい者、母子家庭のお母さんといった方々を雇用に結び付けるような取組を全庁的にやっておりまして、その中の施策の一つであるということです。

まず、公務労働分野につきましては、庁内に公務労働の検討チームというのを設けておりまして、障がい者の方と母子家庭のお母さん、こういった方々を本庁舎や出先機関などあわせて、非常勤ですけれども雇用していくということで、当初は半年の雇用期間だっ

たんですけれども、それが延長されて1年間の雇用となり、さらには契約更新で最長3年まで雇用できることになっており、各部局を通じてお願いをしまして平成25年度51名まで拡大できたという状況でございます。

次に、総合評価入札ですけれども、この庁舎といいますのは基本的には清掃業務でございます。清掃業務の中で、例えば障がい者の方を直接実際に雇用されている企業さんもおられますし、母子家庭のお母さんも清掃業務を受託した企業さんの事務で雇われるといったケースもあります。

基本的に一般競争入札は金額のみで業者を決定するのですが、総合評価入札では金額が50%（パーセント）、後の50%はですね、例えば障がい者雇用なり、母子家庭のお母さんを何人雇用していただくというような、福祉に視点を置いたご提案をいただきまして、それで点数をつけていき、50%の価格も含めて総合的に評価をして業者を決定する方式でございまして、ここに書いております庁舎などにつきましては比較的大規模な施設であり、府民センターなどは中規模な施設といったところで、実際、障がい者の方や母子家庭のお母さんの雇用を生み出せるといった状況でございます。

【部会長】

ありがとうございました。あと、国の施策部分についての説明をよろしいですか。

【委員】

先ほどの事業主の働きかけと言うところで、さまざまな事業に係る助成金等があったわけなんですけれども、これについて年度限りで廃止ということで、現在はこの10ページに書かれております常用雇用転換奨励金事業でありますとか中小企業雇用安定化奨励金事業であるとか、これも件数を見ていただきますと、かなり給付件数が少ないということもあって、全体の助成金制度の中でいわゆる仕分けといいますか、本当に使い勝手のいいものかどうかを検討された中で、取扱件数の少ない分については、順次見直しが図られたのだと思います。詳しい経緯というのは私も存じませんので申し上げられませんが、今まで国の施策の助成金というのは大体そういった形で推移しているということです。

7ページの上段のところです特定求職者雇用開発助成金というものがございます。これは障がい者でありますとか、母子家庭等の方、それから高齢者を雇用していただいた企業さんに対してお支払いをするというような助成金でございまして、これについては平成20年度から見ていただきますと、年間で平均2千件弱の支給があります。ここにあげている件数は母子家庭の方等にかかる分の支給でございまして、先ほど申し上げました障がい者や高齢者など、すべての特定求職者に関する助成金全体では年間で約1万件弱の支給がございまして、母子家庭等に対して支給されたものは全体の2割という状況です。

あと、この一番下にありますトライアル雇用を見ていただきますと、これは年間の人数です。この制度は、お試し雇用をしていただいて正規就業に結びつけるという制度なので

すが、金額的なものもあるのだと思います。この上の特定求職者に対する助成金のほうが、企業にとっては金額的に長期採用したほうが、実入りがいいということもございまして、このような推移で進んでいるのかなと思っています。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

【委員】

人数が少ないから、あまり利用者が少ないから減らすというルールに思えたのですけれども、ではどうして1件とか4件とか6件と、どうして少ないのか。せっかくいい制度で、母子家庭のお母さんとかには正規職員になるいいチャンス、お試しでやれるいいチャンスというのに。大阪府はいろいろ宣伝もたくさんやっているとは思いますが、やはり現場の母子家庭の方は知らない。例えば会社側が母子家庭を雇ったらこれだけ入るのだという宣伝をもっとしていただいたら、利用率も上がって、企業の方にとっても母子家庭のお母さんにとっても有利ではないかと思うので、人数があまりにも少ないのにすごくびっくりで、1件とか4件とか、どうしてこのようないい制度なのに惜しいなと思いました。

【部会長】

はい、ありがとうございます。なにか事務局のほうからコメントよろしいでしょうか。少ないことの原因、お願いします。

【事務局】

実際、企業さんの中でもやはりこのような制度をご存じないというところもおられるということで、労働局さんを中心にPRとかいろいろやっただいていてと思いますし、大阪府でも先ほど申し上げましたように、例えば児童扶養手当の受給者の方でも、色々な制度を知らないという方が当然おられますので、そのような方々に対して主な施策なんですけれど、周知させていただくようなチラシを作成しまして、24年度から配布をしているという状況でございまして、こういったことをさらに積極的に強化していき、事業周知を進めていきたいと考えております。

【部会長】

ありがとうございます。制度利用が進まないというのは、ひとつは制度の仕組みとか、手続き自体問題があるという場合もありますし、もしかしたら、制度は利用する側に力がないとなかなか利用できないということになるので、そういう力をつけるような取り組みも必要かもわかりませんね。生活にあきらめてしまうと、利用しないということになりますし、遠ざかりますので、なんとか生活をやっていこうというような力をつける。そのた

めには組織の力は大きいと思います。

だから双方の力というのがいるのではないのでしょうか。一方的に、多分、情報だけを知らしめても、なかなか利用に結びつかないので、その次でまた考えて行きたいと思います。ありがとうございます。ほかにご意見をお願いします。

【委員】

最初の1ページのところで全体の相談者数がずっと増加傾向にあったのが昨年度は半数まではいきませんが、かなり相談者数が少ないと。これについては、どのような要因とどうか背景があって、相談者数が少なかったのかなと言うのをお聞きできればと思います。

多分周知にはいろいろな形で努めておられると思うんですが、やはり窓口までたどり着けない人を、こういうのがありますよということで、相談窓口のところまで来ていただくか、あるいは働きかけていくかということは大きな課題になると思います。だから、そのあたりの分析をもしされているのなら、教えていただきたいということが1点です。

それから、24ページの母子自立支援プログラムのところで、先ほどの説明の中で複数回の相談があれば補助金があるということで、ただ、先ほども少しありましたが、何回も行くのがしんどいなと受ける側のほうがりんどさが先に勝ってしまってやはり実際の支援プログラムを推進していくためには相互の働きかけが大事だと思うんです。

多分、その単独での1回だけの相談プログラムを受けたとかそういうことだけでは、なかなか自立というところには結びついていかないのではないかなと。そこにはやはり丁寧なプログラムをそれぞれの各市町村単位で考えるというようになっているのでしょうか。

それとも、ある程度こういったプログラムが有効ですよといったことを、大阪府などから示されているものがあるのかを教えてくださいましたらと思います。

それと、相談に行ったときの預かり保育が充実されているのかとかについても、わかれば教えてください。

【事務局】

ご質問にお答えします。1ページの就業自立支援センター事業のいわゆる相談者数は確かに22年度まで右肩上がりで、あと、24年で少し上がっておりますけれども、下がっている状態ということで、25年度につきましては、新規が448人ということで少ないような状況でございます。

その理由ですが、例えばハローワークのほうにマザーズハローワークなり、府内5つのハローワークにマザーズコーナーというのができてきておりまして、大阪府のセンター事業の相談の中で、例えば東大阪や堺とか、そういった方がもしおられましたら、そちらの近いほうのハローワークを紹介しています。センターは谷町にありますので、なるべく近くのハローワークを紹介してマザーズコーナーに行っていただくということをやっておりますから、相談者はできるだけ近いところを求めて行かれる。そうすると谷町センターに

来る相談者は少なくなっているのではないかと考えております。

あと、24 ページの自立支援プログラムにつきましては、先ほど申し上げたように、国のほうで全く同じ内容の自立促進事業を実施いただいております、これはハローワークと各市町で協定を結びまして、その中でプログラムをつくっていくということになっております。あと、就職はアフターフォローまでやっていただけるということで、その自立支援プログラムにつきましては、もともと福祉サイド、先ほどのハローワークは労働サイドということで、表裏一体的な事業になっておりますが、未実施の5市に聞きますと、例えば名前を言いますと茨木市さんの場合、ハローワークがすぐそばにあるということで、母子家庭のお母さんが来られたら、この隣にあるから一緒に行ってくれないかと。

そのようなことで連携体制ができており、プログラムにつきましては、いわゆる福祉サイドなり、労働サイドで同じようなプログラムを作る形になっておりますので、流れとしてはハローワークにつないで、自立促進事業のプログラムを作っているということをお聞きしております。

ですから、相談に来られたら、それを市の方で受けますけれど、就労支援については、それぞれが連携して事業を進めているということで、福祉と労働サイドに分かれておりますけれども、どちらかでカバーできるという状況だとお聞きしております。

プログラムの様式につきましては、これは国の事業ですので、基本形を国が示しております、それを各市町村の事務に応じて策定するということになっております。以上です。

【部会長】

ありがとうございます。いずれにしても、制度の実施状況とか、件数だけでは見えないものがありまして、全体としてひとり親の方の生活水準が向上するということが大事です。

ですから、ひとつひとつのプログラムを見ると、相談件数が落ちたりとか、あるいは利用件数が少なかったりするけれども、もしかしたら全体的な暮らしが向上しているということはあるわけですね。でもいくら実施しても暮らしの水準が向上しなければやはり何か問題があるわけで、その意味では次の2点目に今年、調査を予定していますので、そこである程度その施策の有効性といいますか、それが明らかになるのではないかと思います。

だから、いつでもひとり親世帯の生活水準と施策と両方見ないといけないなと思っております。ですから、もし利用件数が落ちて、暮らしの水準も全くあがっていないとか、余計悪くなったということであるならば、これはもっと抜本的に施策の方向そのものを考え直さざるをえないのではないかなと思っております。

他いかがでしょうか。ご意見があるかとも思いますが、今年度が最終年度でございますので、今の時点では25年までのところを見ていただいて、もしお気づきのところがあれば6月末くらいまでに事務局までお声をお寄せいただければと思います。

今日は3番目の柱が大きいのですが、その前にアンケート調査を少し急いでおりまして、

これについてご検討していただきたいと思います。では、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

それでは、アンケート調査の実施につきまして、説明をさせていただきます。

アンケート調査の実施概要について、資料の2 - 1で説明させていただきますが、まず、アンケート調査の目的ですが、「母子及び寡婦福祉法第11条」に定めます基本方針に基づきまして、都道府県等が自立促進計画を策定するに当たりましては、母子家庭等の調査を行い、現状における問題点を把握し、目標を立てると、こういったことが示されており、本調査はこれに基づく調査として実施するものです。

なお、調査は、母子、父子世帯及び寡婦の方々を抽出により、前回20年度に実施しておりますが、この調査と同じ規模の1万2,000世帯を対象に実施をいたします。

回収は前回約4割、4,800世帯回収できておりますので、今回もそれを目標にしたいと考えております。

それと、5番に書いております調査時期ですが、まず、本部会でお諮りしまして、市町村で行っています「児童扶養手当現況届時」の時期が一番回収が見込めるのではないかとということで、8月に実施をすることとし、それを9月、10月に府で回収をしまして、分析を行っていくという予定をしております。

調査方法ですけれども、主に母子父子世帯につきましては、市町村の手当担当課、寡婦の方につきましては、母子寡婦福祉連合会さんにご協力をお願いし、配布・回収を行う予定です。

なお、市町村へは児童扶養手当の受給者数の按分により、配布させていただき、対象者を抽出いただきたいと思いますと考えております。

続きまして、調査項目7ということで、資料の2 - 2、要約版をご覧いただきたいと思っております。実物版である資料2 - 3を、設問内容とその対象者、設問例ということで、一覧にまとめたものでございまして、まず、2 - 2で、大きな項目としまして、1番、「あなたやご家族について」というところから6番、「生活全般、各種制度について」といった大きな6つの項目からなっております。

それぞれの項目の設問内容についてですが、現在の二次計画を策定するにあたりまして、20年度にアンケート調査を実施しておりますので、その結果と比較するために、基本的にはその調査をベースにさせていただき、それと、平成23年度に国が全国の母子世帯調査を実施しておりますので、その内容も踏まえてこの案をまとめてさせていただいております。

この表で、○を書いているところは全対象者でございますけれども、一部新または新、といった記載のあるところは前回20年調査から追加をさせていただいたところがございます。

それでは、時間の都合上、一部新と新の設問について説明をさせていただき、他の設問については割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、「1. あなたやご家族について」の「4. 同居の家族」ですけれども、これが一部新で、新の部分は設問例等の②のところの下線を引いてありますが、20年度調査では、20歳未満の子どもさんだけについて調査しておりましたが、今回、20歳以上の子どもさんについても、同じように就学なり就労状況等をお聞きしたいと考えております。

既に就労や学校を卒業された方が多い20歳以上の子どもさんの進路希望と実際はどうであったかということをお聞きする観点から追加したものでございます。実物版の資料2-3では、2ページの間4-3、新となっておりますけれどもこちらがその設問になります。

続きまして、「2. お仕事について」という7と8ですが、7が一部新、8が新となっておりますけれども、まずは2-7ですけれども、「働いておられない主な理由」と2-8が「転職希望の有無」ということで、7では現在働いていない方で就業を希望される方々を対象にお願いすることとしております。

8では働いているが、転職の希望者について、実際、どのようなところを希望されるのか。いわゆる希望先の就業内容をお聞きするものです。

この一部新と新、なぜ追加したかと言いますと、この4月に開催しました第1回子ども施策審議会の本審におきまして、先に実施しております「次世代育成支援に関する大阪府ニーズ調査」というのがありまして、その調査で、現在、働いていない母親が将来的にはパート等で働きたい、さらに、パート等で働いている方にもお聞きしまして、引き続き同じパートで働きたいという、希望が最も多かったという結果が出まして、報告したところ、母子家庭等につきましては、やはり安定した収入を得るという必要性、こういったものから、パートなど非正規ではなく、正規雇用を希望する方が多いはずではないかという意見が多数出されました。

このことから、今回の調査で、母子家庭等が希望する就業形態について、改めてお聞きすることとしたものです。

なお、この設問につきましては、実物版では4ページの間7-2、それと、5ページの間8、問8-2となっております。

それとあとは、新としまして、裏面をご覧いただきたいと思っておりますけれども、これは「4. 収入と養育費等について」の19番、面会交流に関する設問でございます。

面会交流については、平成24年4月に施行されました民法の一部改正によりまして、親子の面会交流が明示され、それに合わせまして、離婚届用紙に面会交流や養育費の取り決めに関するチェック欄が設けられたということで、こういった新たな要素が加わりましたので、その面会交流について、こういった取り決めがなされているかといったことをお聞きしたいと考えております。

また、国におきましても、母子家庭等就業・自立支援センター事業、この中に面会交流支援事業というメニューができて、これが実際に実施されているのが東京都と千葉県とお聞きしていますけれども、なかなか課題が多くて進まないという状況です。母子家庭の

お母さんなりひとり親家庭の方々に対しまして、どういうふうに思われているのか、どうされているのかという実態をお聞きして、実施に向けた環境整備なりを行っていきけるのではないかと考えております。

これにつきましては、実物版では8ページの間 19、問 19 - 2、19 - 3、これが面会交流にかかる案として追加したものです。

最後に、問 23、「生活全般・各種制度について」の部分の「自立や生活安定のための希望する支援策」、これは特に新ということではないのですが、設問例等のところを見ていただきますと、⑫、「子どもの学習支援」、ここに下線を引いておりますが、これにつきましては、今回、前回の調査から新たにこの選択肢を設けております。といいますのは、子どもの貧困対策の推進や生活困窮者自立支援であるとか、こういったところにおきまして、子どもの学習支援が課題となっております、そういったことをニーズとしてお聞きするために追加したものです。

新規設問についての説明は以上ですが、こういった府民の方を対象にしたアンケート調査を実施する場合には総務省への届け出が必要だということで、事前に協議をしておりますが、その中で、こういった設問・案につきましては、特段問題はないという確認をいただいているということを申し添えます。アンケートに関する説明は以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。先ほど申しましたように、このアンケート調査の結果は、計画が果たして有効だったかどうかを知る大きな手掛かりになると思っております。ご覧になったように質問項目が多くて、途中でいやになるというようなこともあるかと思うんですが、そこをなんとか対象の方々をお願いをして、できるだけ多くの回答をしていただくことが施策を進める大きな力になると思っております。

先ほど説明がありましたように、20年度に行った調査と比較するためにはあまり項目をいじれないと私はそれはそうだと思っております。

施策が変わったところについては、一部新しい項目を入れたということで、この部分が少し増えているということです。いかがでしょうか。日がない中でご検討していただかなくてはならないのですが、お気づきの点がありましたらご意見をいただきたいと思っております。

【委員】

先ほど調査のところの2の7番ですが、希望する就業形態を聞くということを出されまされたけれども、調査でどのようにしていいかわからないのですけれども、やはり今、正規雇用かパートかと言われた場合に子どもの世話があるので、やはり8時間働けないとか、あるいは体調がすぐれなくて8時間などとても働けないとかそういう状況があって、パートを希望するとか、そういう状況があるのではないかなと思うのです。

やはり、安定したいというのは安定したい希望があるのですけれど、今、安定しようと

思うと、正規雇用はそのような条件になっていますので、ですから、就業形態どちらを希望しますかというそれだけを聞くと、本当に安定した仕事での希望とかそれにとまなう壁みたいなものですね、労働時間なのか、あるいは職場の子育てへの理解なのか健康なのかとかですね、そういうところがわからないのでそのあたりをクロスできるような形で調べられたらどうかというように思うのです。

働き方も変わってきて、地域採用の社員は8時間でなくても、7時間でも6時間でもいいと、その代わり賃金を下げるといような働き方がこれから変わってくるかもしれないです。いい面と悪い面とあると思うのですけれども、そうなってくるとやはり、7時間で働けるんだったらボーナスもあるし、正社員になりたい、という希望が出てくるような気がするのですね。そういう意味ではこの就労形態を聞くということで結論を、希望がないという結論にするのではなくて、もう少し、労働時間があわないとか、あるいは健康や子育てへの理解があるのかということなどを、少しくロスさせながらみていく必要があるのではないかと思います。

私、統計はあまり詳しくはわかりませんが、そういうところを調査する場合に気を付ければいいのではないかと思います。

【部会長】

はい、ありがとうございます。

【事務局】

委員から、いただいたご意見ですけれども、実物版、資料2 - 3の5ページの間7 - 3、と併せまして、4ページの間7をご覧いただきたいのですが、ここで実際に働いていない方にまず、働きたいかどうかお聞きをしています。

あと、間7 - 2で、働きたいと回答された方についてその就業時期や希望する就業形態を聞いておまして、先ほどの5ページの間7 - 3で、今度は逆に働くことを考えていない方に、その理由をお聞きしているという形になっているのですけれど、例えば間7 - 2で、働きたいという方についても、間7 - 3と同じような設問として、希望される就労形態をどういった意味でそれを選ばれるのかと、そういったことでよろしいですか。

となれば、例えば正規職員ではなくパートで働きたいと言われた方が、やはり子どもの面倒を見ないといけないからとか、保育所に迎えに行かないといけないと、そういった形で理由が出てくるのではないかと考えるのですが。

【委員】

はい、そうですね。

【事務局】

少し、そのあたり追加するような形で検討させていただきたいと思います。

【部会長】

そうですね。希望する就業形態のところを書いていただいて、あわせてその理由を記載してもらおうと、例えば、生活が安定するからとか、子どもがまだ小さいから保育所に入れないとか、いくつか理由がありますね。

それを追加すればいいかと思います。少しくロス考えたのですが、それは少し見えてこない気がいたしました。ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

【委員】

テクニカルな問題で申し訳ございません。回答用紙はこれで回答いただくのですよね。

そうしたときに、少し今の絡みになるのですが、新で設けている問8-2で、「希望する就業形態」の設問とその下の「転職を希望する理由」というのがあるので、これに枝番をつければわかりやすいのかなというのが一つあります。

あと「転職を希望する理由」で、当てはまるものすべてなのか、それとも特にこれなのかというのがここだけ抜けているのではないのかと思いました。それと最後の問24で自由記載なのですが、白紙なので、枠がないから書きにくいのかなと思いました。感覚的、テクニカル的な問題で申し訳ありませんけれども、よろしくお願いします。

【部会長】

回答のほうはできるだけすべての項目をチェックしていただいて、実態にせまるためには基本的に当てはまるものすべてというのが正しいというか、近いと思っています。

ひとつやふたつは意識が働くので選んでしまうのですよね。それは少し実態と離れてしまう感じなので、できるだけ複数回答は当てはまるもの全てにしたほうが統計的にはいいと思います。では、今、ご指摘のあった点はよろしくお願いいいたします。

それとアンケート調査の題目なのですが、第三次大阪府母子家庭等自立促進計画で、次の議題にもかかるのですが、今回から、父子家庭も含めてというのが強く意識されますよね。前回は意識されたけれども、より強く意識されるのですけれど、母子家庭と言うのはまだ使いますかね。ひとり親というようには変えてはだめなのでしょうか。もちろん、母子家庭のほうがより困難なのでそれを強調するということには意味がありますけれど、どうでしょうか。

【事務局】

母子家庭や、ひとり親家庭ということで、後から説明させていただきますが、母子寡婦法が、母子、父子、寡婦法となっていて、ひとり親家庭となっていないということで、

ここをどうしたものかと考えています。

【委員】

むしろ、そういう意味では母子家庭、父子家庭、寡婦と並べてしまうということ。

【部会長】

全て並べるということですね。計画のことはまた議論すればいいと思うのですが、アンケートは答えていただきたいので、父子の方も寡婦の方も。もし支障がなければそういうように並べるというのはいいと思います。まずそこに目がいくと、私には関係ないと思ってしまいがちなので。

他にアンケート調査につきましては、いかがでしょうか、ご意見があればお願いします。

【委員】

前回のアンケートのときに寡婦の方に、アンケートに答えてもらうために出したのですが、結構高齢の人が多かったんです。だから、問1ですけれど、あなたの現在の年齢は、というところ、65 から 69、70 歳以上という区分、これはいらないのではないかと思います。

というのは、やはりこれを配付するにあたり、あの方は高齢でも寡婦だから書いてもらおうかというようになったのです。そうしたら、ほとんどの方が仕事は歳だからできないとか、そういう答えがあがってきて、あまり統計を取れなかったので、今回、65 歳までの寡婦を対象にしたほうがいいのではないかと私的には思ったのですが。

【部会長】

そうですね、比率も変わったりしますよね。生活状況もかなり。理屈をつけるとするならば、65 歳以上は老人福祉法なので、65 歳はやめて、64 歳までをとるというのも1つですけれどね。まだ、もしかしたら年金が少なく、働かなければならない状況もあるので。そういうところを提案して、事務局で、また検討をお願いします。

あと、どうでしょうか。

【委員】

1の4の②で、就学、就労状況がありまして、その後に子どもさんが希望していた進路等という設問がありますが、これは趣旨がよくわからないのです。多分、希望していた進路に進めなかった理由が金銭的な問題であるのだと思うのですが、だったら、そのように、金銭的な問題がありましたか、ということストレートに聞けばいいのかなというような気がしたのですが、いかがでしょうか。

【事務局】

ご指摘にありましたように、問4 - 3ですが、これにつきましては、基本的には既に修学、卒業されている方も多いということで、実際にその方が進路を例えば大学を希望していたところが高校までしかいけなかったということで、そういったことを、そのギャップをお聞きしたいということですが、ただ、その理由については、今言われましたように、やはり金銭的なものとかといった選択肢が狭いというか、あまり突っ込んで聞くのもどうかということもありまして、検討はしたのですが、はずさせていただきました。

【委員】

ストレートすぎる、と。

【事務局】

本人の意向か、もしくは金銭的なことかという少ない選択肢しかない中で、そこを突っ込んで聞くのかといった、ご意見もありましたので、こういう形にさせていただきました。

【委員】

すいません、関連していいですか。この今の問4 - 3のこれは、あくまで、2以降なのですけれども、親のほう子どもに対して希望していた進路ということなのですね。子ども自身が希望していた進路ではなくて。

【部会長】

そうですね。親の子どもへの期待、それに意味があるのかというご質問でしょうか。

【委員】

これは対象が母子、父子、寡婦ということになっているので、これでいいかな、と思うんですが、課題としては、子ども自身がやはり、自分の進路に展望を持っているかどうか、そういうところの視点も必要かな、という風には関連して思ったので。

【部会長】

ここは、少し答えにくいところもあるので、何を明らかにしたいかを再度、話しあっていただいて、実は問21に「お子さんのことで困っていることはありますか」という質問があるんですよ。お子さんのこと、教育・進学とか、教育費が高いとか、就職のこととかありますので、もしここでとれるのでしたら、あえてこちらはいらないとは思いますが、その関係をもてはどうでしょうか。この問21では明らかにしないことを聞きたいということであるならば、少し答えやすいような工夫ももしかしたら必要かもしれませんので、要検討させていただきます。

他はよろしいでしょうか。では、このアンケートですけれど、基本的には 20 年度のを継続するというのと、新しく加えるということがあるのですが、先ほど説明にありましたように、期日が限られていることもあり、大変申し訳ないのですが、私が責任を持たせていただきますので、私と事務局で調整をして、成案とさせていただきたいと思いますが、ご一任いただけるでしょうか。

【委員全員】

異議なし。

【部会長】

誠に申し訳ありません。ありがとうございます。できましたものは、送らせていただきますので、よろしく願いいたします。では、最後の議題ということで、第三次の計画についてご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、第三次の大阪府母子家庭等自立促進計画（仮称）の構成素案につきまして、説明をさせていただきます。資料 3 をご覧ください。

まず、資料 3 の 1 枚目ですけれども、構成素案ということで、第三次の計画策定の趣旨ですが、法第 12 条に基づき、平成 16 年 3 月に第 1 次の母子家庭等の自立促進計画を、そして、今回の平成 21 年 12 月に策定しました第二次計画、これを策定して施策を進めておるところでございます。

ただ、この間、「母子家庭の母及び父子家庭の父の就業の支援に関する特別措置法」が平成 25 年 3 月 1 日に施行されておりまして、父子家庭の父も就業支援の対象ということが明記されました。

それと、母子及び寡婦福祉法、これが母子及び父子並びに寡婦福祉法という改正がありまして、これが今年 10 月 1 日から施行予定であり、あと、子どもの貧困対策の推進に関する法律が平成 26 年 1 月 17 日施行、さらに、生活困窮者自立支援法が平成 27 年 4 月 1 日から施行される予定となっております。

こうした法の制定の趣旨と、第二次計画に基づく施策評価、こういったものを踏まえまして、今回ご審議をお願いします第三次大阪府母子家庭等自立促進計画（仮称）を策定していきたいと考えております。ですから、着眼点としましては、ここに書いておりますように、いわゆる就業支援の取組強化、それと、父子家庭の施策の拡充、いわゆる事業周知もあわせまして施策の拡充、子どもの貧困の連鎖対策を見据えた施策の展開。これにつきましては、現在、国において、施策推進に向けた大綱を夏ごろに策定するというところをお聞きしておりまして、こうした動きを踏まえまして、必要に応じた形でこの施策のほうにも盛り込んでいきたいと考えております。

それと、生活困窮者自立支援制度がスタートしますけれど、こうしたところの活用ができる事業について、それと連動していききたいということで、そういったものを盛り込んでいきたいと考えております。

その下の計画の位置づけですが、26年10月に法が変わりますので、母子及び父子並びに寡婦福祉法、これに基づきます自立促進計画という位置づけになる予定でございます。

あと、現在、子ども施策審議会のほうで審議いただいておりますが、仮称の「大阪府子ども総合計画」、こういった計画と大阪府の地域福祉支援計画といった関連計画などと、整合性なり、連携を図ってまいりたいと思っております。

次に、基本理念ですが、これは、基本的には、第一次、第二次、この考え方を継承します。推進にあたりましては、国や大阪府、市町村との役割分担と連携、さらに、福祉と雇用、幅が広い行政分野の連携、相談や情報提供機能の連携、こういったそれぞれの連携による支援を基本的な考えとしたいと思っております。

先ほど、基本理念にもありましたけれども、今回、基本の目標ですが、もともと第一次、第二次とも就業支援から人権尊重の社会づくり、ここまで6つの柱でありましたけれども、基本はこれを継承していくということで、さらに、父子家庭の父への支援とか、子どもの貧困連鎖、生活困窮者、こういったところの施策についても活用しながら、総合的に推進していきたいと考えております。

それで、右に参りまして、計画の期間ですけれども、今年度策定しまして、来年度27年度から31年度までの5年間ということで、これにつきましては、国が基本方針を示しておりますので、その中で基本的には原則5年間ということで明示しておりますので、これに基づきまして5年間とさせていただきたいと思っております。

進捗、進行管理につきましては、これは、本促進部会に対して、それぞれの進捗状況の報告なり、意見を求めて、施策に反映していく。さらにそれを、公表をしていくというように考えております。

あと、2枚目をご覧くださいなのですが、この資料につきましては、まず、左側に第二次計画、右側に第三次計画、これを対比させております。基本的には、先ほど説明させていただいたように、基本目標を継続しまして、それぞれの現行施策は引き続きその強化を図っていくと。先ほどから説明させていただきました着眼点、こういったものを踏まえて、新たに取り組むべきということで、この表の第三次計画の網掛け部分に、こういった施策を盛り込んでいるということでございます。

それで、第二次ですが、六本柱、例えば就業支援でしたら、1番の就業自立支援センター事業の推進とか、そこで、主な事業、現在取り組んでいる事業を書いておりますが、それを基本的に第二次計画のものを第三次計画にスライドさせて強化させていくと。この網掛け部分になりますが、例えば、(1)の就業支援で、母子自立支援プログラム策定事業と、ハローワークにおいて創設実施されております「生活保護受給者等就労自立促進事業」、こういったところの連携、就業支援の強化。

さらには、特別措置法の趣旨を踏まえまして、その下に書いています母子家庭及び父子家庭の父の雇用に配慮した官公需発注とか、さらには、民間事業者に対する母子家庭等の優先雇用の協力要請、あるいは、母子福祉団体等からの物品、役務の優先的調達と、こういったものを盛り込むこととしております。

次、2番目としまして、子育てをはじめとした生活面への支援ですけれど、これも子どもの貧困対策推進法、こういった対応からも例えば国のメニューになっておりますひとり親家庭等学習支援ボランティア事業でございますが、こういったところの事業を始められないかということで、そういった検討も含めていくと。

さらに、3番の養育費の確保ですけれども、面会交流支援事業ですが、これは先ほど説明させていただいたように、まだ、東京と千葉、あと、熊本が動き出したと聞いておりますが、やはりなかなか課題が多いということで、当然大阪府のほうもこれの実施に向けて国に要望等も行っておりますし、そういった環境整備をやりながら、実施に向かって検討していくというように考えておまして、これも盛り込んでいるというところです。

最後に、その裏面ですけれども、5番の相談機能の充実ですが、ここでは、前回の推進会議の委員の皆さまからのご意見があったものを踏まえまして、例えば、市町村担当課や母子福祉推進委員による情報提供の充実とか、母子福祉センター、こういったものをはじめ、母子自立支援員、母子福祉推進委員、及び民生委員等支援機関、支援者間の連携強化、さらに、教育現場との連携強化も含めて連携強化すると記載しております。

インターネット等を通じた相談体制の整備もできないものかということで、その推進ということの検討、こういったものも盛り込んでいるところでございます。

ですから、これはあくまでも、構成素案ということで、こうした内容を盛り込みながら今回の計画素案を、今後、整理し、まとめていきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

【部会長】

では、スケジュールの話を先に、一緒のほうがいいですね。説明いいですか。

【事務局】

はい、そうしましたら、第三次計画の策定スケジュールということで、資料4をつけておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

資料4ですけれども、まず本日が6日、この部会を開かせていただきまして、3つの議題、これをご審議いただいております、あと、アンケート調査ですけれども、まず、今日いただきました意見を踏まえまして、修正を加えて、今のところ6月から7月にかけて、印刷、市町村さんに配布してお願いをするということで、8月にアンケート調査を実施、9月に回収・分析というように考えております。

9月の頭から、当然素案の検討に入っていきますので、庁内外関係機関等の調整もやっ

てまとめていくと。そして、それぞれそのまとまった部分、さらにアンケート調査の結果を10月中頃までにまとめたいと考えておりまして、その結果も踏まえて、第2回母子家庭等自立促進部会を11月中頃に開催をさせていただきたいと思っております。このときに、アンケートの結果報告と第三次計画の素案ですね、これを提示させていただいて、意見をいただくと。

意見をいただいた部分も踏まえて、11月いっぱい、素案の修正なり追加を含めまして、12月にパブリックコメントを1ヶ月やらせていただくと考えております。

それで、パブリックコメントの意見をふまえて、最後、27年1月ぐらいに第3回の促進部会、これは持ち回りかですけれど、ここで第三次計画の評決を行いたい。それで、子ども施策審議会の本審がありまして、これが今のところ、27年1月、もしくは2月ぐらいに予定ということで、そのときに、本審のほうでも子ども未来プラン、その後継計画も策定に向けて動いておりますので、それとの整合性もとりつつ、ここで母子家庭等の第三次計画の最終案なり、一緒にお示しか、報告できたらと考えておりまして、最終が3月末にはこの計画を策定、公表するというところで考えております。以上です。

【部会長】

ありがとうございました。というスケジュールで、とてもタイトなんですけど、この部会としては、11月の部会でしっかりと中身を検討するという予定になっております。それに先立って、まずは柱のほうの検討をできれば今日、皆さん方のご意見を聞きながらさせていただけたらと思っております。

ご説明にありましたように、基本的には第一次、第二次の理念や計画を踏まえて、そこに、若干付け加えようという計画になっておりますけれども、そのあたりも含めまして、ご意見いかがでしょうか。

まず、基本的な目標はよろしいですか。あえて、この目標ははずして、新しくということがありますでしょうか。まあ、仕事、子育て、生活面、養育費、経済的支援、相談、人権尊重という。では、この目標はこれでいくということで、中身等でお気づきの点、いかがでしょうか。

【委員】

2番の子育てをはじめとした生活面への支援というところなのですが、先ほどの、第二次の計画の27ページの日常生活支援事業がやはり使い勝手が悪いということもおっしゃっていましたが、休日・夜間保育での、多様なきめ細かい子育て支援サービスのことなのですが、この間、埼玉でのいわゆるネットで保育を利用されて結局、子どもさんが亡くなられたということ私たちにとって非常に関係があるというか、誰もが、やはりどうしても夜にみてもらう人がいなかったら、子どもをどこかに預けなければならないという、若い世代のお母さんはネットを利用して、子育て相談もそうだし、その延長沿い

に多分あるところに行き着いたのだと思うのですが、やはり公的にそういう夜間に子どもを育ててもらえる場所があれば非常にありがたいと思うのです。

今度、いただきました基本方針（参考資料3）の中の12ページのキの子育て短期支援事業の実施ということで、ショートステイ事業の実施や夜間業務ですね、トワイライトステイ事業の実施などが載ってまして、こういうのが本当に整備されたいいな、と非常に思います。

私、この間、夜間保育所の取材に行きまして、大阪にあるところなのですが、24時間保育をされているところなのですが、園長先生に何が一番大変か聞くと、やはりお金というか、経営といいますか、「助成金をもっといただきたい」ということだったんです。それが必要だということは、おっしゃっていました。一生懸命保育をされているし、非常に素晴らしい保育をされているのですが、やはり経理面で大変で、これだけ一生懸命やっているところが、夜間保育所などがやはりもっともっと増えていきたいと思えますし、手続きが簡単で、でも安心して子どもを預けられるような制度というのをぜひ、これからやっていただきたいな、というのを感しましたので、よろしくをお願いします。

【部会長】

ありがとうございました。はい、では意見ををお願いします。

【委員】

子育て支援ですけれども、法律相談をやらせていただいていますけれども、そこでほとんどの方が働きたいんだけど、子どもが小さいから働けないという方が大勢いらっしゃいますので、まず、就業支援とかに先立って、働けるような環境づくりをなんとかしなければいけないといつも思っている次第であります。

この（2）の子育て支援というのは、私の考えとしてはなによりもこれを優先的に一番重点的にやっていただきたいな、と考えています。

【委員】

児童との接し方と言うことで、わたしたちは登下校時に見守り活動を展開しておりますけれども、その中でやはり、地域の幼稚園は本当に少子高齢化の典型的な姿ということで、どんどん人数が減ってきております。

また、小学校のほうも卒業生、入学生を見ていますと、本当に毎年1クラスくらいが減っていくような感じで児童が減少しています。その中で、毎朝1時間ほど立っておりますけれども、私立の保育園、保育所の場所に送迎バスが止まるのですが、幼稚園の園児などに比べますと、こういった4年保育あたりの送迎バスの人数がほとんど減っていないと。それだけそういうところに児童は集中していくと。

送迎しているお母さんに聞いてみますと、地元の幼稚園はどうなのですかと聞きますと、

わたしたちは共働きのので、地元の 2 年だけの幼稚園では任せ切れず、どうしても私立の保育所のほうに預けないと。こういう声が非常にみなさん、多かったですね。

今、各市町村で展開しております幼稚園、保育園、これの統合と言うような施策につきましても、やはり、府、あるいは市町村の展開が今のところまちまちです。

私が所属する富田林のほうでも基本的には保育所は民間へ、幼稚園は統廃合という動きが非常に活発になってきている。それで、地域の中ではもうひとつの幼稚園が廃校となって、統合されると。どうしても地域の皆さん方、お母さん方、お父さん方は地域で住みながら、地域の幼稚園のほうに送れないという事態が迫っておるといいう危機をひしひしとお話いただきました。

そういうところからいきましても、やはり施策として、国のほうが出しております幼保を、このあたりをどのように進めていくのか、ある程度府としてのひとつの一貫性で、行政指導をしていく必要があるのではないかということを考えています。

近くの市町村でも幼保を統合化するというようなこともございますけれど、やはり職員の管轄が違うというようなことが、非常に大きなネックになっているのではないかと思います。このあたりを進めていかないと、なかなかお母さん方が安心して預けるような保育所づくりが、あるいは幼稚園づくりというものができないのではないかと思います。

それと、この子育ての生活支援の中にもございますけれども、生活困窮者自立支援法もいよいよ来年4月から施行されるということもございまして、一部のほうではこういった学習支援の動きが非常に活発になってきております。そういう意味におきましても、この中にひとり親家庭の学習支援というようなものを今後、第三次の方に入れられておられるということにつきましては、非常にいいのではないかと考えております。

【委員】

今のことに関連して、まずは子育てをはじめとした生活面の支援のところでは、当然ご案内のように、ここの書きぶりでは子ども子育て支援の新制度が27年からはじまるわけですから、そうすると、いわゆる教育保育施設という形になってきますので、単に保育所だけの受け入れというだけではなくてきます。認定こども園を含めて出てまいりますし、小規模保育等も出てくるわけですから、もう少しそのあたりを網羅した書きぶりにならないといけないと思いますし、先ほど出ておりました休日夜間の保育についても、このあたりが充実、それで、ここで書かれている放課後児童クラブにつきましても、その部分が出てくるのだろうな、と思います。

ただ、もう少しここで書くのかどうかはわかりませんが、気になっておりますのは、相談支援のところ、冒頭で部会長がおっしゃいましたけれども、就労につながっている方と、自らがなかなかエンパワメントに達していない、そしてそこへたどりつけない、本市においても母子自立支援員のところに相談にこられる方で、まだ母子にもなっていないのですけれど、悩んでいるとか、さらには、先ほど DV の関連もございました

けれども、このあたりの狭間というんですか、ここにいわゆる相談支援機能の充実のようなものをもう少し盛り込まないと、どうもそこがこぼれ落ちるような気がしてなりません。

このあたりのもう少し充実、視点がやはり人権も含めたものということでは重要な視点ではなかろうかと思しますので、よろしく願いしておきたいなというところではございます。以上でございます。

【部会長】

ありがとうございます。他ご意見はどうでしょうか。

【委員】

最初の基本目標のところ、子どもの貧困の連鎖対策について、子どもの貧困の対策に関する法律が施行されたとの関連でしっかりと明記していただいているありがたいと思うのですが、ぜひ、その中にやはり教育の機会の保障と言うことで、例えば、奨学金制度の充実であるとか、そういった教育施策の面でもそことの連携のようなどころも少しこの中で視野に入れておいていただきたいし、そういった周知もお願いしたいと。

高校授業料の無償化制度ができましたけれども、例えば申請をしないと無償にならないですよね。ところが、本当にしんどいところでは申請行為自体ができない、所得証明を取るために役所の窓口さえ行けないとか、そういうところの家庭への働きかけのようなどころの視点も大事にしていただけたらと思います。

それから、子育てをはじめとした子育て施策については、今、いろいろな方が充実の必要があるということで、私もそのように思いますし、助成金もそうですし、ただ、やはりそこで働く側への支援も同時に充実していただきたいな、と。夜間保育であるとか、そういった延長保育、それから学童につきましても、かなり遅くまで時間をされているように思います。それはやはり、働くひとり親家庭への支援ということで絶対に必要なのですけれども、同時にそこで働いている者への労働過剰になってしまって、非常に疲弊しているというようなことも聞きますし、保育の状況の中でもかなり厳しいということも聞いておりますので、そういったところの人的保障などもあわせて考えていただけたらと思います。

3点目は、教育相談のところに関連してなのですが、ぜひ女性センターとの連携というところも先ほどのDVのこととか、それから、妊娠をして、かなり若年層でひとり親になってしまう、そういったところで、いろいろな相談の窓口があるほうが。なかなか役所に行くというのは敷居が高い面もあると思いますので、そういった面で、できるだけ地域の身近なところで、相談体制があるよ、ということを周知していくような取組が必要だと思うのです。

それとあわせて、地域の中でのネットワークづくり、民生委員の方や支援員の方などいろいろな方がいらっしゃると思うのですけれども、行政が個々への支援とあわせて、そう

いつながりをつくっていくとか、そういう専門はNPOでやるとか、行政だけではなくて、地域の中でそういうものをつくっていかなければならないと思うのですけれども、そういったところもこの中の視点に入れていただけたらと思います。

その中で、例えば、障がいを持つ子どもを持つ親で、かなり離婚をされている方がおります。ひとり親になる可能性がありますし、それから在日外国人の方ですが、大阪は結構ルーツが外国の方も多いと思いますし、その中でどこに相談をすればいいかわからないとか、一人で子育てに悩んでいて、例えばこのアンケートなどにもなかなか意見が反映されにく層だと思うのですけれども、そういったところも視点には入れておいていただけたらな、と思います。

【部会長】

ありがとうございます。いかがでしょうか。他にお願いします。

【委員】

2点、このようなことを考えてはどうかということ述べさせていただきたいと思えます。1点目は、先ほどのご意見と関わる相談支援のことですけれども、先ほど実施状況で見えておいても、母子自立支援員に相談したという率が非常に低いとか、非常に気になっているのですけれども、このような相談支援をどうするかということをお次の計画ではもう少し論議する必要があるのではないかと思います。

私ども、人権相談とかをやっています、女性の方の相談で多いのはやはり離婚話とかで、DVがひどくて、一応今は別居しているのだけれども、働くにも精神的に大変で、病気がちで、なかなか仕事まではというところなのです。ですから、自立支援のために、相談するというよりも、とにかく今の状況をなんとかならないかというような相談なのです。

母子の相談に行かれたり、子ども家庭センターの相談に行かれたりとか、いろいろ相談にこられて、元パートナーですか、相手との関係とか、いろいろなことでもっと相談したいということで人権相談にこられたりとか。ですから、医療の相談に書かれていたりとか、あるいは、法律になるのかな、と行って人権相談にこられたりとか、いろいろな相談に行かれていると思うのです。多分、母子自立支援員は、そういう専門は専門で相談するのですけれども、やはり母子の方に寄り添ってずっと色々な形で一つ一つの悩みを相談していくというような、そして解決に向けて一緒に歩いていくようなことが求められていると思うのですけれども、なかなかそれほど配置されているところにはなっていないと思えますし、そのような役割が支援員には必要ではないかな、と思うのです。

いろいろな専門のところともつなぎながら一緒に寄り添って、問題解決に向けて歩いていくような、そのような意味でこの計画の一番最後のページや、上のほうに(5)で、相談機能の充実で、いろいろな相談機関がありますので、そこと母子自立支援員が連携するというのも必要ですし、また、母子自立支援員は本当に自立の手助けといったら、なんと

なく、私はまだまだそんな自立と言うのはなりませんけれど、もっと敷居を低く、困ったことがあればというような形で、支援員さんの相談につながるような施策が、あるいは、いろいろな取組がいるのではないかな、ということをおもいます。

もう1点は、やはり、いろいろな形で出てきているのですけれども、今、少しずつ動いてきていますけれども、企業とか、事業所での育児支援の理解というか、育児支援をする企業こそが発展するというようなそういう流れも出てきていますので、どこかで、企業の側にいろいろ施策や、あるいは、啓発などをされていると思うのですけれども、そのようなこともやはりこの計画の中に位置づかないかな、と思ひまして、それが一番最後の人権尊重の社会づくりのところで、公正な採用だけではなくて、あと子育て支援をする企業を応援するとか、企業こそが子育て支援をするというようなことを色々と啓発していけないかな、というようなこと。やはり、ここが変わらないと色々な施策をするけれども、結局頑張っただけを壊して、また仕事を続けられなくてという繰り返しになってしまいますので、ここはやはり、多分、(6)に入れたらいいのかな、とは思ひますが、検討の中に入れてはどうかと思います。企業での育児支援の啓発とか、施策の推進ということです。

【部会長】

はい、ありがとうございます。あと、お一人くらいどうでしょうか。

【委員】

別に意見ではないですけれども、直接、自立支援員は各市町に配置されていますので、結構、大阪のほうはお母さん方が相談に行くと、自立だけではなくて、今、困っていること、そういうこともすごく聞き出していただけて、利用する人にとってはものすごくいいことになっているのですけれども、しかし、それをやはり知らないお母さんもまだいるんですね。だから、とにかく、私たちは役所に行きなさいと、役所に行けば、そういう支援員さんがいるからなんでも相談しなさい、って言うのですけど、その役所すら行けないお母さんがいるのですよ。

だから、そこをもう少し手広くというか、広報だけではなくて、色々な方法でもっと情報提供をしていただけたらいいのではないかな、思うのですけれども。

【部会長】

はい、ありがとうございます。その層は多分大きくなっているのではないですか。

私、大学生を見て思ひますが、なかなか助けてと言えない若者が広がっているというのが、よく言われますけれども、そういう層は確実に増えているのではないのでしょうか。

だからこそ、一番身近な自立支援員の敷居を低くといひますか、いつでもどこでもだれでもいけるような仕組みがつくられればいいな、と思ひます。

ありがとうございます。まだまだこの計画については中身についてのご意見をお聞ひす

る機会がありますし、アンケート調査の結果も気になるところでございますので、それを踏まえて第2回はしっかり時間をとって議論をさせていただきたいというように思います。

また、お気づきの点があれば、忘れないようにメモしていただいて、次の部会でご意見をちょうだいできればと思っておりますので、どうぞよろしくお願いたします。では、事務局のほうにわたしてよろしいですか。

【事務局】

はい、どうもありがとうございました。

ただいまいただいたご意見で、特に、相談機関、いわゆる相談員や支援員など、そういった方々の連携、これを私どもも前回の推進会議でご指摘いただきまして、そこを強化していかなければならないことは痛感しておりまして、取組を先ほど申しましたけれども、実際に、母子自立支援員の方は、どうしてもやはり、市の窓口におられて、受け身の態勢になるという中で、いわゆる地域で、例えば、公立小学校区に母子福祉推進委員の方がおられまして、こういった方が声かけとか、そのようなことを行っていたらということ、そういった方への研修を実施しておりますし、実をいいますと、本来、母子自立支援員の方と母子福祉推進委員の方に連携していただかなくてはいけないのですけれども、昨年度実態調査をしましたら、両方とも顔も全然知らないとか、どなたがいるのかもわからないという状況で。そういったことで、先ほど申し上げたように、研修のほうで合同研修を行なって、顔合わせをしていただいたと。

さらに、自立支援員の研修にCSW(コミュニティソーシャルワーカー)の方にも参加いただいたりとか、民生委員児童委員連絡協議会、こちらのほうに、私ども職員も出向きまして、こういった事業がありますのでということで、連携をお願いできたら、ということもやっております、相談員なり支援員の方が、お一人で受けていたらなかなかカバーできないところもありますので、それぞれ例えば人権相談員、あと、地域就労のコーディネーター、こういった方もおられますし、できるだけ私どももそういう研修などに参画して、それぞれの連携を図っていきたい、というように考えておりまして、今回の第三次計画については、そこはしっかり盛り込んでいきたいと思っております。

【部会長】

ほか、何かコメントありますか。よろしいですか。

【事務局】

そうしましたら、就業支援、子育て支援、さらに、先ほどの相談機能、こういったところを三次計画のほうで強化をしていくような形で素案をまとめていき、次回にご意見をいただきたいと思っておりますので、どうぞ、よろしくお願いたします。

【部会長】 よろしくお願ひします。ありがとうございました。